

とよた五平餅学会 五平餅マイスター認定事業実施要綱

1 目的

とよた五平餅マイスター（以下マイスターという）認定事業は、次に掲げる目的のために実施する。

- ・とよたで生まれ、とよたで育った、とよたの郷土食である五平餅の価値や文化の伝承
- ・食を通じた地域づくりに資する人材の育成
- ・とよた五平餅学会の活動の推進

2 認定の条件

本会が定める認定資格を取得し、かつ本会の正会員となった者を、とよた五平餅マイスターとして認定する。

3 認定資格の取得

とよた五平餅マイスターの認定資格（以下認定資格という）は、とよた五平餅学会が定める下記の講座・講習と試験を受け、試験において一定の成果を挙げた者が、豊田五平餅学会から授与されるものとする。

（講座・講習）

- ・食の講座：味噌等五平餅の食材の生産現場見学、とよた五平餅の文化に関する講義等
- ・実技講習：五平餅の作り方実技指導、五平餅販売体験

（試験）

- ・筆記試験：講座・講習の内容から出題し、別に定める基準により採点
- ・実地試験：とよた五平餅学会が行う五平餅販売の場での五平餅作り及び五平餅のPR等を別に定める基準により採点

4 認定資格の合否判断

認定資格取得の合否は、筆記試験と実技試験の合計により事務局が判断し、理事会に報告する。合否判断の基準は、学術担当理事が定めるものとする。

5 認定資格取得希望者の募集

認定資格取得希望者（以下希望者）の募集は原則として下記のとおりとし、期日等の詳細については会長及び学術担当理事の承認を経て事務局がその都度定めるものとする。

（対象）

- ・満18歳以上の豊田市在住、在勤（在学を含む）の人
- ・郷土食や地域の文化に興味がある人
- ・とよた五平餅学会の活動に積極的に参加できる人

(回数)

原則として年1回とする。

(方法)

とよた五平餅学会HP上及び豊田市の広報を通じた告知を行う。

(人数)

おおむね30人を募集定員とし、応募者多数の場合は抽選または先着順で人数を調整する。

(手続き)

希望者は、事務局が定める「認定資格取得申請書」に、別に定める認定資格取得費用を添えて事務局へ申し込むものとする。

(合否通知)

認定資格取得の合否は、試験結果確定後2週間以内に書面で試験を受けた者宛に通知するものとする。

6 マイスター認定について

(認定手続)

認定資格を取得した者が、五平餅学会に正会員として入会した時点でマイスターとして認定する。

認定は、入会後の次の総会において認定式を行い、マイスターとして紹介するとともに、証書と記念品を授与する。

(認定資格の失効)

資格取得者は、取得した年度を含めて3年度以内に五平餅学会に正会員として入会しないときには、その資格を失うものとする。

8 認定の特例

大学等の教育機関や企業等の団体との連携事業により、相手側がマイスター認定制度に準ずる形でとよた五平餅学会の活動に参加した場合、会長及び学術担当理事の承認を経て、マイスターに順ずる資格取得者として認定することができる。

マイスターに順ずる資格取得者には、記念品の授与はしないが、証書を渡すことによって資格取得の証書に変えることとする。ただし、特段の理由があり、かつ会長及び学術担当理事の承認を経た場合を除き、マイスターに順ずる資格取得者に対する権利や義務も生じない。

7 その他

この要綱に定めのない事項のうち、要綱の改正にかかわる運用については、理事会が定めることとする。また、この要綱に定めのない事項のうち、要綱の改正が不要な案件については、会長と学術担当理事の承認の下に事務局が定めるものとする。